

みなとが変わると日本が変わる～21世紀の活力はみなとから～

港湾空港ニュース香川

—高松港湾・空港整備事務所だより—

2024

冬号

<No.208>

CONTENTS

- 新年のご挨拶
- 港湾・空港工事
- JICA維持管理研修 in 高松港
- 備讃瀬戸航路浚渫工事



国土交通省 四国地方整備局
高松港湾・空港整備事務所



坂手港にある「スター・アンガー」と朝日

「新年のご挨拶」

明けましておめでとうござ
います。

平素より、港湾空港行政に
ご理解とご協力を賜り厚く御
礼申し上げます。

今年のお正月、皆様いかが
お過ごしでしたでしょうか。

さて、今年の干支は辰(龍)。
龍は、駱駝の頭、鹿の角、蛇
の体、鷹の爪など9つの動物
を組み合わせた想像上の動物
で、隆盛の象徴とも言われて
います。その縁起の良い動物
が瀬戸内海にも見られます。

北・南航路は大きく開けた
口、水島航路は角、東航路は
長い胴、宇高東・西航路は4
つの足、備讃瀬戸航路を上か
ら見ると、まさに海に横たわ
る龍に見えます(裏面参照)。

その備讃瀬戸航路についてご
紹介いたします。

備讃瀬戸航路は、昭和30年
代後半からの瀬戸内海沿岸の
工業立地に伴う航行船舶の増
加と大型化に対応して、昭和
38～47年度にかけて国直轄で
北航路(水深19m)、南航路
(水深13m)、水島航路(水深
17m)を整備しました。また

一方、船舶が輻輳する備讃瀬
戸の6航路(備讃北・南・東、
宇高東・西、水島)における
航法を定めた海上交通安全法
が昭和47年に公布され、船の
路とルールが整いました。

翌昭和48年の港湾法改正で
「開発および保全に関する工
事が必要とする航路」と定義
する「開発保全航路」が導入
されました。これを受けて改
正港湾法に則り、昭和53年か
ら平成21年にかけて備讃瀬戸
(北・南・東)航路を開発保
全航路として順次拡張指定
し、以後、東西60艘に及ぶ航
路の保全に努めています。

備讃瀬戸航路は、準巨大船(2
00t以上)の年間通行量延
べ約3万隻を有する航路で
す。今後、ドライバー不足に
伴う海上輸送のさらなる活
用、瀬戸内海の豊かな観光資
源を求めてのクルーズ需要、
エネルギー転換に伴う新たな
輸送船の航行など、物流・人
流の大動脈として瀬戸内海地
域により一層、活力をもたら
してけると考えます。

当事務所といたしまして
は、その機能を発揮させるべ
く、利用者のご意見を拝聴
し、関係機関との調和を図り
ながら水深の把握や埋没箇所
の保全浚渫、災害時の海上輸
送ルート確保に努めて参り
ます。

本年もどうぞよろしくお願
い申し上げます。

高松港湾・空港整備事務所長

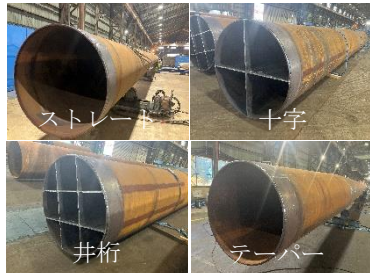
亀岡 知弘

『高松港朝日地区複合一貫輸送ターミナル整備事業』

令和5年度は、岸壁の整備促進を図るため、標準部の施工に着手しています。大規模地震発生時に、当該岸壁の耐震性能を発揮させるためには、鋼管杭基礎の支持力を確保することが重要になります。そこで、鋼管杭の先端形状を円形（一般的な形状）、十字、井桁、テーパー（鉛筆のような形状）の4種類に加工し、その中から最適な鋼管杭を選定するための試験施工を行っています。

令和6年1月には、港湾建設業界団体の皆さんと協働し、香川県内の土木・建設系の学生（大学、高専、高校）を対象とした現場見学ツアーを計画しています。学生の皆さんには、港湾建設業の役割・仕事の理解を深めていただく機会になると嬉しく思います。

本工事の実施には、近隣を航行する船舶に留意する必要があります。そのため、引き続き、関係者にご協力頂きながら安全に工事を進めて参ります。

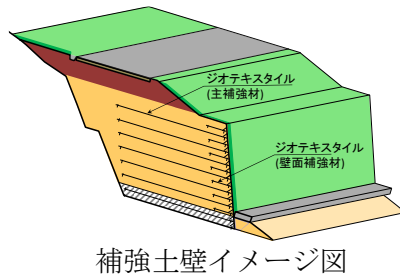


『高松空港「滑走路端安全区域（RESA）」の整備』

高松空港の「滑走路端安全区域」の整備に向けて、工事用道路の施工に着手しています。滑走路端安全区域は、航空機が離発着する際に滑走路を越えて停止するオーバーランや航空機が着陸時に滑走路の手前に着陸してしまうアンダーシュートを起こした場合に、航空機の損傷を軽減させるために設けられる区域です。

令和5年度は、ジオテキスタイル（高強度ポリエステル繊維素材）を活用した工事用道路の盛土施工を行っています。補強土壁内にジオテキスタイルを敷設することにより、盛土の安定に必要な抵抗力を発揮し、盛土機能の確保を行っています。

本工事の実施には、高松空港や周辺施設等の利用者に留意する必要があります。そのため、引き続き、関係者にご協力頂きながら安全に工事を進めて参ります。



令和5年11月17日（金）、JICA維持管理研修でアフリカや東南アジアなどから21名が高松港を訪れ、人流拠点である玉藻地区と物流拠点である朝日地区をご案内しました。

参加された皆さんは、玉藻地区防波護岸に使用している「三建ブロック」や朝日地区複合一貫輸送ターミナル整備事業について関心が高く、写真を撮るなど充実した視察になったと思います。

説明する我々も、英語で説明し、通訳を頼らず積極的に英語でコミュニケーションを取ることを心がけるなど、貴重な経験となりました。

また、高松港を訪れていただけると嬉しく思います。



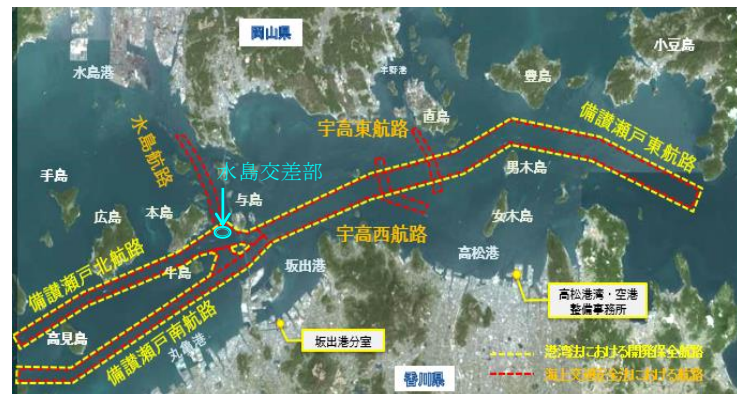
備讃瀬戸航路浚渫工事

国際及び国内の海上輸送を担う重要な航路である備讃瀬戸航路において、必要水深を確保し航路の安全を守るため、令和3年度から7年度まで水島航路交差部で保全浚渫を実施しています。

浚渫場所は備讃瀬戸航路と水島航路との交差部あたり、多数の大型船が行き交う重要な場所です。

本海域では潮の流れにより砂が運ばれ浅い所が出来てしまうサンドウェーブ現象による埋没が確認されており、ポンプ浚渫船による浚渫工事を行っています。

工事に当たっては航路利用者や漁業関係者、海上保安部、備讃瀬戸海上交通センター等関係機関と調整を行いながら安全に留意して作業を進めて参ります。



●高松港湾・空港整備事務所

〒760-0064
高松市朝日新町1-30
高松港湾合同庁舎3階(南側)
TEL087-851-5522



●坂出港分室

〒762-0002
坂出市入船町1-5-26
TEL0877-46-0311



国土交通省・四国地方整備局
高松港湾・空港整備事務所

【ホームページアドレス】

<http://www.pa.skr.mlit.go.jp/takamatsu/>

お気軽にアクセスしてください♪
皆さんからのお便りもお待ちしています。

『海とみなとの相談窓口』全国共通フリーダイヤル

おーいによくなれみなと
0120-497-370

受付時間*：9:30～12:00と13:00～17:00
(土・日・祝祭日・年末年始を除く) *一部の地域を除きます。